

弾道ミサイル等の発射に伴うJアラート等による緊急情報が発信された場合の対応について

1 三重県にJアラート等による緊急情報が発信された場合の児童の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとします。

【1】始業前（在宅中）の場合

児童が在宅中、三重県にJアラート等による緊急情報が発信された場合には、自宅待機とし、家庭内で安全を確保させてください。弾道ミサイルの通過地点や落下地点、被害状況等を見極め、教育委員会と学校長が協議を行い、その後の対応についてメール配信等を行います。

【2】登下校中の場合

児童は、登下校中、三重県にJアラート等による緊急情報が発信された場合には、近くにある安全な建物の中に避難、身を低くして頭部を保護するなどの行動をとる。

その後の避難については、自宅か学校の近い方に避難することを原則としますが、登下校のいずれにおいても、学校に避難した場合は学校で保護します。学校は関係機関と連携しながら情報収集に努め、状況に応じて、PTA役員、地区委員さんや地域の方と連絡を取り、状況次第では、保護者に連絡し、お子様を引き渡します。

なお、登校時に、三重県にJアラート等による緊急情報が発信された場合において、教育委員会と学校長が協議を行って、安全が確保されて授業を行うことが可能な場合は授業を行います。

【3】始業後の場合

児童が在校中、三重県にJアラート等による緊急情報が発信された場合には、授業を中断し、速やかに下記の避難行動をとります。

- ① できるだけ窓から離れ、机の下などに入り、ガラスや落下物から頭を守る。
- ② 屋外にいる場合は、校舎等の屋内に避難し、上記①のとおり行動する。
- ③ 「屋内避難の呼びかけ」が解除されるまで、学校内の安全な場所に待機させます。弾道ミサイルの通過地点や落下地点、被害状況等を見極め、通常の授業継続か、保護者への引き渡しか等の対応については、教育委員会と学校長が協議を行い判断します。
- ④ 校外活動中の場合は、原則、次のような対応をとります。
 - ・上記①②と同様の措置をとる。
 - ・校長と引率者は連絡を取り合い、活動継続または、帰校等の対応を確認する。
 - ・活動中の児童を集合させ、点呼を行ったうえで、今後の対応等について児童に説明する。
 - ・連絡体制を整え、安全確保に留意しながら活動継続または、帰校等の対応を実施する。

2 弾道ミサイル等が着弾した場合の行動について

- ・近くに弾道ミサイル等が着弾した場合、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場からただちに離れ、屋内に避難する。屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉します。
- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、国民保護ポータルサイトやテレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに行政からの指示があればそれに従います。

学校は上記1・2の場合とも、メール配信等の連絡を行うことに努めます。